平成２５年（フ）第９７４４号
千葉県松戸市五香２丁目34―25　スカイハイツ３号館201号
債務者　益子　聡也
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７４５号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目60　鈴木荘１Ｆ
債務者　小松　周平
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７４７号
東京都江戸川区西葛西１丁目11―８―202
債務者　衣斐　康裕
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７４８号
東京都墨田区京島１丁目38―１―1320
債務者　石川　良子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７４９号
東京都国分寺市南町１丁目11―16
債務者　菅野　啓介
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７５１号
東京都小平市花小金井６丁目20―３―302
債務者　小幡　正明
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７５２号
東京都足立区西新井栄町１丁目13―１―101
債務者　工藤　敏孝
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７６１号
東京都杉並区和田１丁目46―10―404
債務者　浅野　まみ
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７６２号
東京都江戸川区中葛西１丁目13―５―101
債務者　坂口　直人
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７６３号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目６―７　Ｂ―３―702
債務者　中島　明子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７６８号
東京都足立区西新井６丁目16―19―201
債務者　遠藤ひとみ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７７３号
東京都足立区日ノ出町27―２―1009
債務者　中島　真弓
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７７５号
千葉県船橋市上山町２丁目367―73
債務者　野邉田　伸
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７８１号
東京都八王子市東浅川町554―10
債務者　山本　勝三
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７８２号
埼玉県川越市大字上寺山440―３　スプリングタイムＣ棟102
債務者　仲村　嘉晃
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部